

通学の決まり

1 徒歩通学者、自転車通学者ともに、以下のことを守る。

- (1) 交通法規を守ること。
- (2) よい交通マナーを心がけること。
- (3) 学校の通学路を基本に、家庭で相談して決めた安全な道（通学路）を通ること。

2 自転車通学は以下の要件を満たす場合に許可する（4月に自転車通学許可申請を提出）。

(1) 通学に使用する自転車

- ① 車体の色は、派手でない、単色を基調としたものとする。
- ② 華やかなアクセサリは避ける。
(シール、ステッカー、ハブステップなどの不要なアクセサリを車体につけない。)
- ③ 車体には、前部のかご・後ろの荷台を取り付ける。
- ④ 常に、車体を安全に整備された状態にする。
- ⑤ 危険な改造はしない。

(2) 通学上の注意

- ① 一時停止の徹底や左右後方の確認等、交通規則を守り、自分の安全の確保と歩行者の保護に努める。
- ② ヘルメットをしっかりとかぶる。転倒した場合にもヘルメットがはずれないように、あごひもをしっかりと締める。
- ③ 集団で道路を通行するときは、縦一列に並ぶこと。他の人に迷惑をかけない。
- ④ 夜間は、必ずライトを点灯させること。
- ⑤ 雨天は、カッパを着用すること（派手でない物）。傘さし運転はしない。
- ⑥ 定められた駐輪場に整頓して置く。
- ⑦ 止めておく自転車は、必ず施錠する。

3 自転車通学の停止及び取り消し

重大な違反行為を繰り返す場合には、自転車通学許可の停止もしくは取り消しを行う場合がある。